平成２２年（フ）第４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2329番地６
債務者　伊豆丸久美子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第５号
福岡県宮若市宮田95番地、前住所福岡県宮若市本城405番地
債務者　小岩　俊一
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第４５６号
佐賀県鳥栖市蔵上２丁目248番地　プロスパー壱番館202
債務者　池尻　勝美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
佐賀県鳥栖市蔵上２丁目248番地　プロスパー壱番館202
債務者　池尻美弥子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７０４号
大分市横田１丁目16番13号
債務者　内梨　惠介
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９号
鹿児島県薩摩郡さつま町久富木5846番地
債務者　川畑　満雄
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１７９８号
仙台市青葉区折立５丁目２番２号　県営折立住宅12号棟102
債務者　佐藤　美雪
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３５号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘１丁目10番地の２
債務者　高城　康造
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７９号
宮城県岩沼市下野郷字舘外288番地
債務者　及川　知美（旧姓半澤）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９９号
仙台市太白区秋保町湯元字薬師11番地の３
債務者　伊藤　里香
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
仙台市青葉区愛子中央１丁目２番38号　ニューチェリー愛子Ａ―102
債務者　荒井　智恵
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
仙台市宮城野区中野字高柳38番地の４　フィオーレ102
債務者　内村七奈美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
仙台市太白区青山２丁目６番５号　ジョイフル青葉202、従前の住所仙台市青葉区上杉１丁目15番21―802号
債務者　佐々木和幸
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
仙台市泉区八乙女４丁目１番地の７　ファンテージ八乙女403
債務者　高橋　康夫
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
仙台市泉区八乙女４丁目１番地の７　ファンテージ八乙女403
債務者　高橋かな子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
仙台市青葉区北山２丁目６番１―104号
債務者　牛木　潤子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
仙台市青葉区米ケ袋１丁目７番５―201号
債務者　玉田　実奈
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係